

## 令和5年度 広島森林管理署公共工事契約状況

令和5年11月24日

分任支出負担行為担当官  
広島森林管理署長 小椋 重信

| 工事名             |             | 施工場所             |         | 工事種別                          | 工事概要        | 入札方式             |
|-----------------|-------------|------------------|---------|-------------------------------|-------------|------------------|
| 元佐伯森林事務所解体撤去外工事 |             | 広島県廿日市市串戸2丁目1-15 |         | 建築工事                          | 木造平屋家屋解体撤去外 | 一般競争入札<br>(価格競争) |
| 予定価格(税抜き)       | 調査基準価格(税抜き) | 契約年月日            |         | 契約相手方の商号又は名称及び住所              |             |                  |
| 2,780,000円      | -           | 令和5年11月24日       |         | 沼田建設株式会社 広島県広島市安佐北区可部3丁目3番30号 |             |                  |
| 契約金額(税抜き)       | 工事着手の時期     |                  | 工事完成の時期 |                               |             |                  |
| 2,470,000円      | 令和5年11月     |                  | 令和6年3月  |                               |             |                  |

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格  
別添「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由  
別添「競争参加資格確認結果書」のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額  
別添「入札筆記書」のとおり
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳  
別添「積算内訳書」のとおり

## 入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和5年10月11日

分任支出負担行為担当官  
広島森林管理署長 小椋 重信

### 1 工事概要

- (1) 工 事 名 元佐伯森林事務所解体撤去外工事 （電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 広島県廿日市市串戸2丁目1-15
- (3) 工事内容 別冊図書及び別冊仕様書のとおり
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和6年3月15日まで
- (5) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

### 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 近畿中国森林管理局における令和5・6年度に係る一般競争参加資格の「解体工事」又は「建築一式工事」のC、D等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再確認を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に元請けとして完成・引渡しが完了した、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員に限り、当該構成員の実績として認める。）。

同種工事：建物解体工事又は建築一式工事（新築、増築又は改築）の施工実績を有するもの。

なお、同種工事の施工実績の公共工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定がある場合の評定点(以下「評定点」という。)が65点未満のものは実績として認められない。

共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法(昭和24年法律第100号)に基づきで配置できること。
- ① 1級若しくは2級建築施工管理技士又は1級若しくは2級土木施工管理技士。
  - ② 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者。
  - ③ 平成20年4月1日から令和5年3月31日までに完成・引渡し完了した上記(4)の同種工事の施工経験を有する者であること。  
共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上である場合のものに限る。  
ただし、共同企業体であつては、1人の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。  
なお、当該経験が公共工事に係る経験で、工事成績評定がある場合の評定点が65点未満のものは経験として認めない。
  - ④ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
  - ⑤ 本工事について、本店、営業所等の専任技術者は、兼務できない。
- (6) 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 森林管理局長等が発注した工事で、令和3年度及び令和4年度に完成・引渡しした工事の実績で工事成績評定がある場合は、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明書参照)
- (10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、広島県内又は隣接する岡山県内、鳥取県内、島根県内、山口県内に所在すること。また、共同企業体として技術提案書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 以下に定める届出をしていない建設業者(届出の義務のない者を除く。)でないこと。
- ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
  - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
  - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

### 3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：令和5年10月12日から令和5年10月25日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までを除く。）。

② 確認場所：〒730-0822 広島県広島市中区吉島東3丁目2-51  
広島森林管理署 総務グループ  
電話 050-3160-6145

③ 方法：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、FAXによるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は申請書等は上記②に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(3) 上記(2)の①に規定する期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

(4) 落札者の決定の方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

#### 4 入札手続等

(1) 担当部局：3の(2)の②と同じ。

(2) 入札説明書等の交付期間、場所等

電子入札システムにより入札を予定している者は、電子入札システム内の入札説明書等ダウンロードシステムから入札説明書等必要な情報を入手すること。

なお、やむを得ない事情等により承諾を得て紙入札方式により入札を予定している者等には下記①～③により交付する。

① 交付期間：令和5年10月11日から令和5年11月19日まで（休日を除く。）の9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までを除く。）。

② 交付、閲覧場所：上記(1)と同じ

③ その他：配付資料は無料である。電子データを交付するので、電子データを記録することができる記録媒体（CD-R、CD-RWに限る。）を持参すること。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札方式による入札書を持参すること。なお、郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

① 電子入札方式による入札の開始は、令和5年11月15日9時00分、  
締め切りは、令和5年11月20日9時30分。

② 紙入札方式により持参する場合の締め切りは、令和5年11月20日9時30分に広島森林管理署 会議室へ持参のうえ入札すること。

③ 開札は、令和5年11月20日10時00分に広島森林管理署 会議室において行う。

- ④ 紙入札方式による入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び代理人が入札する場合は委任状を持参すること。

## 5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 : 免除  
② 契約保証金 : 納付

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付き国債の提供

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証会社をいう。）の保証。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システム等により提出を求める。発注者の承諾を得て紙入札方式により入札する場合は、入札書とともに工事費内訳書を提出すること（様式は任意）。

なお、当該工事費内訳書未提出の入札は無効とする。

(4) 入札の無効

- ① 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。  
② 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。  
③ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に上記 2 に掲げる資格がない場合は、競争参加資格がない者に該当する。

(5) 配置予定主任技術者等の確認

落札者決定後、CORINS（一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム）等により配置予定の主任技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、分任支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定主任技術者等の変更は認められない。

(6) 契約書作成の要否 : 要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記 3 の (2) の ② と同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 の (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 の (2) により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 本案件は、申請書等の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細について

は、入札説明書及び「電子入札システム運用基準」（平成 16 年 7 月 29 日付け 16 林政政第 269 号林野庁長官通知）による。

- (10) 建設業者においては、建設業法上、その営業所ごとに専任の技術者を置くことになっており、工事の主任技術者等は原則兼務できないことに留意すること。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページ「[発注者綱紀保持対策](#)」をご覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

## 競争参加資格確認結果書

工事（業務）名：元佐伯森林事務所解体撤去外工事

発注機関名：広島森林管理署

入札公告日：令和5年10月11日

競争参加資格確認結果通知日：令和5年10月27日

| 資格確認申請者  | 資格の有無 | 資格がないと認めた理由                             |
|----------|-------|---|
| 沼田建設株式会社 | 有     |   |
| 東邦工事株式会社 | 有     |   |
| 有限会社英伸建設 | 有     |   |
| 有限会社佐藤商工 | 無     | 配置予定の技術者が、本店、営業所等の専任技術者ではないことが確認出来ないため。 |
|          |       |   |
|          |       |   |
|          |       |   |
|          |       |   |
|          |       |   |
|          |       |   |

- (備考) 1 「資格の有無」の欄には、資格があると認めた場合には「有」と記載し、資格がないと認めた場合には「無」と記載すること。
- 2 「資格がないと認めた理由」の欄には、入札公告において示した「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」のどの事項を満たさなかったのかを記載すること。

## 入札筆記書

調達案件番号

003805014020230020

調達案件名称

元佐伯森林事務所解体撤去外工事(広島森林管理署)

| 業者名称    | 業者区分 | 第1回入札金額   | 結果 |
|---------|------|-----------|----|
| 沼田建設(株) |      | 2,470,000 | 落札 |
| 東邦工事(株) |      | 2,480,000 |    |
| (有)英伸建設 |      | 2,800,000 |    |

結 果

落札者決定

入札執行月日

令和05年11月20日

部 署

近畿中国森林管理局広島森林管理署

入札書比較価格 (税抜き) 2,780,000

予定価格 (税込み) 3,058,000

調査基準価格 (税抜き) 0

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行担当署名

小椋重信

立会・確認担当署名

後藤和久 澄川陽一





元佐伯森林事務所解体撤去外工事 積算内訳書

| 工 種               | 種 別              | 規 格 | 数 量   | 単 位            | 単 価    | 金 額     |
|-------------------|------------------|-----|-------|----------------|--------|---------|
| 1 解体撤去工事          |                  |     |       |                |        |         |
| 木造平屋建家屋           |                  |     |       |                |        |         |
| (1)解体用足場 単管・防音シート | 組バラシ・運搬共         |     | 343.2 | m <sup>2</sup> | 606    | 208,000 |
| 小 計               |                  |     |       |                |        |         |
| (2)木造建物解体費        |                  |     |       |                |        |         |
| 木造平屋建家屋解体         |                  |     | 72.6  | m <sup>2</sup> | 3,333  | 242,000 |
| 同上基礎撤去            |                  |     | 5.1   | m <sup>3</sup> | 10,000 | 51,000  |
| 不陸調整費             |                  |     | 300.0 | m <sup>2</sup> | 300    | 90,000  |
| 解体廃材集積積込費         | 木・廃プラスチック・紙・繊維くず |     | 25.6  | m <sup>3</sup> | 8,000  | 204,800 |
|                   | コンクリート・がれき・スクラップ |     | 17.8  | m <sup>3</sup> | 4,000  | 71,200  |
| エアコン処分費           |                  |     | 1.0   | 台              |        | 7,000   |
| 小 計               |                  |     |       |                |        | 666,000 |
| (3)とりこわし発生材運搬     |                  |     |       |                |        |         |
| 運搬費               | 木                |     | 21.8  | m <sup>3</sup> | 6,000  | 130,800 |
|                   | 廃プラスチック類         |     | 2.6   | m <sup>3</sup> | 6,000  | 15,600  |
|                   | 紙・繊維くず           |     | 1.2   | m <sup>3</sup> | 6,000  | 7,200   |
|                   | コンクリート           |     | 6.6   | m <sup>3</sup> | 5,000  | 33,000  |
|                   | がれき              |     | 9.5   | m <sup>3</sup> | 4,000  | 38,000  |
|                   | スクラップ            |     | 1.7   | m <sup>3</sup> | 3,000  | 5,100   |
| 小 計               |                  |     |       |                |        | 229,700 |
| (4)とりこわし発生材処分     |                  |     |       |                |        |         |
| 処分費               | 木                |     | 21.8  | m <sup>3</sup> | 5,000  | 109,000 |
|                   | 廃プラスチック類         |     | 2.6   | m <sup>3</sup> | 9,000  | 23,400  |
|                   | 紙・繊維くず           |     | 1.2   | m <sup>3</sup> | 15,000 | 18,000  |
|                   | コンクリート           |     | 6.6   | m <sup>3</sup> | 4,000  | 26,400  |
|                   | がれき              |     | 9.5   | m <sup>3</sup> | 11,000 | 104,500 |
| 小 計               |                  |     |       |                |        | 281,300 |
| (5)倉庫・物置・カーポート撤去  |                  |     |       |                |        |         |

元佐伯森林事務所解体撤去外工事 積算内訳書

| 工 種          | 種 別       | 規 格 | 数 量   | 単 位            | 単 価    | 金 額     |
|--------------|-----------|-----|-------|----------------|--------|---------|
| 物置解体撤去       | 鋼製        |     | 1.0   | 式              |        | 23,000  |
| 木造小屋解体撤去     |           |     | 1.0   | 式              |        | 63,000  |
| カーポート撤去      |           |     | 1.0   | 式              |        | 17,000  |
| 解体廃材集積積込費    | 木・廃プラスチック |     | 4.0   | m <sup>3</sup> | 7,000  | 28,000  |
|              | がれき・スクラップ |     | 6.5   | m <sup>3</sup> | 4,000  | 26,000  |
| 小 計          |           |     |       |                |        | 157,000 |
| (6)CON土間撤去   | 撤去・積込     |     | 38.2  | m <sup>2</sup> | 3,000  | 114,600 |
| 小 計          |           |     |       |                |        |         |
| (7)CBカッター一切  |           |     | 110.0 | m              | 940    | 103,400 |
| 小 計          |           |     |       |                |        |         |
| (8)CB120撤去   | 撤去・積込     |     | 4.10  | m <sup>3</sup> | 21,000 | 86,100  |
| 小 計          |           |     |       |                |        |         |
| (9)運搬処分費     |           |     | 9.80  | m <sup>3</sup> | 10,000 | 98,000  |
| 小 計          |           |     |       |                |        |         |
| (10)重機改装費    |           |     | 1.00  | 往復             |        | 108,000 |
| 小 計          |           |     |       |                |        |         |
| 計            |           |     |       |                |        |         |
|              |           |     |       |                |        |         |
|              |           |     |       |                |        |         |
| 2 柵設置工事      |           |     |       |                |        |         |
| 単管 Φ48.5-2.4 | 4. OM     |     | 32.00 | 本              | 3,000  | 96,000  |
|              | 3. OM     |     | 2.00  | 本              | 3,000  | 6,000   |
|              | 2. OM     |     | 34.00 | 本              | 1,000  | 34,000  |
|              | 1. OM     |     | 4.00  | 本              | 1,000  | 4,000   |
| 単管ジョイント      |           |     | 30.00 | 個              | 320    | 9,600   |
| 直交クランプ       |           |     | 78.00 | 個              | 290    | 22,620  |
| クランプカバー      |           |     | 78.00 | 個              | 75     | 5,850   |
| 単管キャップ       |           |     | 54.00 | 個              | 30     | 1,620   |

